

忠岡町公告第 47 号

循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入の契約について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

忠岡町長 是 枝 綾 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入
- (2) 業 種 物品購入
- (3) 履 行 場 所 忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号 等
- (4) 委 託 概 要 循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド等の購入
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日
- (6) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (7) 最低制限価格 設定しない。
- (8) 入 札 回 数 3 回
- (9) 入 札 保 証 金 免除
- (10) 契 約 保 証 金 契約金額の 10/100 以上とする。ただし、忠岡町契約規則（平成 11 年忠岡町規則第 7 号）第 43 条第 2 項各号の規定に基づき免除する場合を除く。
- (11) 支 払 方 法 原則納入完了後、一括払い。

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 令和 7・8 年度忠岡町物品・修繕・役務等入札参加資格者名簿において、物品区分「消防・防災用品」中、「防災資機材」で希望の登録されていること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理を命ぜられていない者
- (3) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると認められていない者
- (4) 賃金支払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不適当であると認められていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てを受けていない者
- (6) 公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、忠岡町建設工事等指名停止要綱等に基づく指名停止措置を受けていない者
- (7) 法人税、消費税（地方消費税も含む。）、法人事業税、法人住民税又は固定資産

税を滞納していない事業者

- (8) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (9) その他忠岡町建設工事等指名業者選定委員会等（以下「委員会等」という。）において不適当であると認められていない者

3 入札参加者の制限

下記（1）～（11）のいずれかに該当する場合、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けた者
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理を命ぜられた者
- (3) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると認めた者
- (4) 賃金支払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不適当であると認めた者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けている者
- (6) 公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、忠岡町物品・役務等指名停止要綱等に基づく指名停止措置を受けている者
- (7) 法人税、消費税（地方消費税も含む。）、法人事業税、法人住民税又は固定資産税を滞納している事業者
- (8) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (9) 忠岡町建設工事等暴力団対策措置要綱の規定により、競争入札への参加を除外された者
- (10) その他忠岡町物品・役務等指名業者選定委員会等（以下「委員会等」という。）において不適当であると認める者

4 入札参加資格審査手続

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を郵送等により提出し、本町の確認を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 誓約書

※申請に係る書類は、ホームページにより公開する。（令和7年7月4日から令和7年7月18日まで）

(2) 入札参加申請期限

令和7年7月18日(金) 午後5時まで

(3) 提出場所

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
忠岡町役場 町長公室 総務課

上記「提出場所」に郵送等によること。(持参不可)

なお、申請期限までに必着のこと。申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。

(4) 入札参加資格審査の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和7年7月25日(金)までに、入札参加資格申請書(様式第1号)に記された電子メールアドレスに対し、審査結果通知書を送付する。

なお、入札参加資格を認定した者について、「2 入札に参加する者に必要な資格等」、「3 入札参加者の制限」に定める条件を満たさなくなった場合などは、入札参加資格を取り消すものとする。

(5) 設計図書に関する質疑及び回答について

① 質疑受付 : 令和7年7月4日(金)～令和7年7月18日(金)

② 質疑方法 : 質疑書に質問内容を簡潔にまとめ記載し、電子メールにより提出し、必ず着信を確認すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。

宛先メールアドレス:tadaokajichi@town-tadaoka.jp

③ 回答日 : 令和7年7月22日(火)

④ 回答方法 : 受付した、すべての質問の回答は上記回答日に本町ホームページにおいて公開するものとし、電話及び口頭等の回答は、個別には対応しない。

また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(6) 応札予定商品確認申請書について

応札予定商品確認申請書を事前に必ず自治防災課まで提出すること。

提出がない場合は、応札は認められない。

① 申請受付 : 令和7年7月4日(金)～令和7年7月25日(金)

② 申請方法 : 応札予定商品確認申請書を、電子メールにより提出し、必ず着信を確認すること。これ以外(電話、口頭等)による申請は受け付けない。

宛先メールアドレス:tadaokajichi@town-tadaoka.jp

③ 回答日 : 令和7年7月30日(水)

④ 回答方法 : 許可した応札予定商品は、ホームページにおいて公開するものとする。

5 入札に関する事項について

(1) 日時・場所について

日時：令和7年8月6日（水） 午後2時30分

場所：忠岡町役場 3階研修室2

引続き同所にて開札を行うものとする。

(2) 入札参加者が1者の場合の取り扱い

入札参加者が1者であった場合も執り行う。

(3) 入札書の提出方法等

入札書は入札当日、入札会場で配布する。また、入札会場への入室は1事業者に付き2名までとする。

(4) その他

入札及び開札に関し必要な事項は、後日入札参加者に配布する「入札時に必要な持参物及び注意事項について」及び「入札の心得」を参照すること。

6 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札

(2) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(3) 入札金額、案件名の記載事項や入札参加資格者の氏名及び捺印のない入札

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(6) 郵便、電報又は電話による入札

(7) 忠岡町契約規則第19条に定めるもののほか、その他の条件に違反した入札

7 開札・落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同価格の入札がある場合

落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きに出席しない又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行に関係のない忠岡町職員がその者の代わりにくじを引くものとする。

(3) 入札・開札の中止

入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止するものとする。

8 契約の締結

本契約締結について、議会の議決を要するため、仮契約を締結後、忠岡町議会の議決を経て本契約となり、効力が生ずる。

9 その他

(1) その他の事項は忠岡町契約規則等の規定による。

問合せ先（設計図書）：忠岡町役場 町長公室自治防災課（本庁舎5階）
〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
TEL:0725-22-1122(代表) FAX:0725-22-0364

問合せ先（入札・契約）：忠岡町役場 町長公室総務課（本庁舎5階）
〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
TEL:0725-22-1122(代表) FAX:0725-22-0364